

**「皇統譜令の一部を改正する政令」及び
「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令」の概要**

1. 趣旨

皇室典範等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、皇統譜令及び住民基本台帳法施行令について、それぞれ所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）皇統譜令の一部改正

① 規定の整理

改正法の施行により、皇室典範第 12 条及び第 13 条が削除され、及び第 14 条の適用対象から生まれながらの皇族が除かれることとなることに伴い、これらの規定を引用する皇統譜令第 5 条の改正を行う。

② 施行時内親王等に係る皇統譜令の規定の適用に関する経過措置

改正法の施行の際における内親王又は女王（施行時内親王等）が改正法附則第 2 条の経過規定により皇族の身分を離れたとき（※）の皇統譜への記載について、現行の皇室典範第 11 条の規定により皇族の身分を離れたときと同様の扱いとする。

※ 改正法の施行後、女性皇族が天皇及び皇族以外の男子と婚姻したとき、その後も皇族の身分を保持することが原則となる一方で、経過措置として、施行時内親王等については、皇室会議の議によらず、その意思により、皇族の身分を離れることも可能としている。

（2）住民基本台帳法施行令の一部改正

改正法の施行により、天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王について、住民基本台帳法の適用対象とされたことに伴い、住民基本台帳法施行令において、当該内親王及び女王であって市町村の区域内に住所を有するもの（内親王等住民）に係る住民票の記載事項の特例（※）を定める等の改正を行う。

※ 内親王等住民に係る住民票の記載事項の特例の例

- ・ 「氏名」を「名」に読み替える。
- ・ 「戸籍の表示」を「内親王等住民である旨」に読み替える。

3. 施行期日

いずれも、改正法の施行の日（令和 8 年 10 月 24 日）